

令和3年勝浦町マラソン議会（若あゆ会議）会議録第4日目

1 招集年月日 令和3年7月29日

1 招集場所 勝浦町役場議場

1 開閉日時及び宣告

開議 7月29日 午前9時31分 議長 美馬友子

散会 7月29日 午後0時03分 議長 美馬友子

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	花房勝一	2番	相原喜久男
3番	瀬戸直一	4番	仙才守
5番	美馬友子	6番	麻植秀樹
7番	松田貴志	8番	籾公一
9番	国清一治	10番	井出美智子

○欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	野上武典	副町長	山田徹
教育長	市川公雄	政策監	春木達也
総務防災課長	中瀬弘晴	企画交流課長	寺尾由美
税務課長	藤井小百合	住民課長	後藤信之
福祉課長	木村美枝	農業振興課長	河野稔彦
建設課長	海川好史	上下水道課長	大上誉司
会計管理者	長友清美	教育委員会事務局長	石木正昭
勝浦病院事務局長	笠木義弘		

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 松本博文

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

- 日程第2 議案第1号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第2号 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第3号 令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第4号 勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例について
- 日程第6 議案第5号 X線一般撮影装置購入契約の締結について
- 日程第7 議案第6号 マルチスライスCT装置購入契約の締結について
- 日程第8 議案第7号 デジタルX線TV装置購入契約の締結について
- 日程第9 議案第8号 臨床化学自動分析装置他検査機器購入契約の締結について
- 日程第10 報告第1号 専決処分の報告について
- 日程第11 陳情第1号 阿南方面への通学手段確保継続の陳情書について
- 日程第12 発委第1号 勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 防災対策特別委員会報告
- 日程第14 地方創生特別委員会報告
- 日程第15 議会運営委員の選任
- 日程第16 常任委員の選任
- 日程第17 特別委員の選任
- 日程第18 小松島市外三町村衛生組合議員の選挙
- 日程第19 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時31分 開議

○議長（美馬友子君） 皆さんおはようございます。

ただいまから令和3年勝浦町マラソン議会若あゆ会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

監査委員から例月出納検査結果について報告書がお手元へ配付のとおり提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは野上町長、山田副町長、市川教育長、春木政策監、中瀬総務防災課長ほか関係各課長でございます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第2，議案第1号，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第4，議案第3号，令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑はありませんか。令和3年度勝浦町一般会計補正予

算（第3号）についてでございます。補正予算でございます。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） あとで反対討論をしようと思うんですが、先に少し内容を確認しておきたいというふうに思います。

まず、網戸の件です、体育館の。前もって施設の事情をヒアリングしとったかどうかということ。いや、しとらんならしとらんと言うてくれたらいいですよ。それから、坂本体育館については、費用の算定なんかはしとったかどうか、しとらんような感じはするんだけど。それから、第一読会で、もしも今の体育館に網戸をつけたときに、その体育館を廃止するっていうか壊したりして、新しい施設を作ったり、あるいはもう全然なくしてしまうというようなことがあったら、国の助成をもらおうとるから困ったことになるというか、返金せないかんのんか何か知らんけど、そのようなことを言った。それがどんな条件なのか、正確に、例えば何年とか、何割とか、割増しで返さないかんのんかとか、そのあたり。いや、理由として話をしたと思うんで、その辺をお答え願いたいというふうに思います。それを聞いた上で反対討論をする。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） おはようございます。

ただいまの議案第2号につきまして、体育館の網戸の関係ということでご質問をいただきました。

ヒアリングを行ったかということについてでございますが、これちょっと答えになっているかどうかあれなんですけど、業者さんに見積りを取ってるということで、ヒアリングという格好ではないんですけど、取りあえず現場各校見積りを取ってるということでございます。坂本体育館のほうは、見積りは取っておりません。あと、補助金の関係でございます。これ私も正式な返還でありますとか、そういうところは確認はできておりません。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） ヒアリング等については、事務局長のご説明をさせていただいたとおりでございます。あと、ご質問のほうには、坂本小学校も含めたあっこの……。

○4番（仙才 守君） いや、体育館。

○副町長（山田 徹君） 体育館だけですか。国の助成をもらって返す……。

○4番（仙才 守君） 網戸やけんな、網戸。

○副町長（山田 徹君） 網戸だけの話でよろしいですか。

○4番（仙才 守君） そうです。

○副町長（山田 徹君） 分かりました。体育館のほうと、本体、坂本小学校、今のふれあいの里さかもととそれぞれに補助金が違いますのでご説明をしようかと思いましたが、そういうことであれば、申し訳ございませんが、やめときます。

○4番（仙才 守君） いや、もうええのかいな。今の事情で聞くけど、この予算の審議でしょ。この予算の審議っちゅうことは網戸のことだろう。建てたときの話ではないっていうこと。あっ、いいですか。

○議長（美馬友子君） ちょっと小休します。

午前9時39分 休憩

午前9時39分 再開

○議長（美馬友子君） ほんなら、再開します。

山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 網戸の財源でございます。こちらのほうにつきましては、地方創生の交付金を受ける予定といたしております。このために、もしもこれを受けて、後日その目的を、定められた期間を延ばして、よりも早く目的外使用とか、あるいは壊すとかそういうふうになった場合には、返還が必要になってこようかと思えます。ただ、そこらの判断につきましては、会計検査院の判断あるいはもともと出した総務省の判断、そちらでいろいろと分かれてくるような可能性がございますが、基本的には頂いた金額と同額が上限であろうかというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） それがおおよそ何年かっていうのは分らんことですか。

山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 交付金でございますので、補助金と同じになるかどうかは分かりませんが、補助金でございましたら補助金適正化法に基づいて、各所管庁の大臣あるいは所管庁が定めた期間に応じて返さなくていい期間とかっていうのは

それぞれに定められております。私のほうでは、それ今のところ把握はいたしておりませんけれども、その返金になろうかと思えます。返すお金につきましても、先ほど申し上げましたように、財源に充当した金額が上限になろうかと思えます。何%云々につきましても、どのぐらいになるかっていう判断は、今の段階ではできないかと思っております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） 要するに、あまりはっきりとは決めとらんがっちゅうことやね。分からんで。

○議長（美馬友子君） 2回しかない、続けてどうぞ。

○4番（仙才 守君） ああ、まだ2回あったんじゃ、これ。

○議長（美馬友子君） はい、2回目に。いいようだったらいいよ。ちょっとというのは。

○4番（仙才 守君） 今のことなんです。だから、大体それほど細かに前もって決めとったわけではないということが分かったと、こういうことです。あとは、反対討論のほうではっきりさせたいというふうに思います。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君） 議案第2号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）について質問させていただきます。

まず、防災倉庫の件でございますが、倉庫を今回2個購入されるということになっておりますが、内容を見てもとコロナの対策の避難所のものばかりということで、大きな避難所で使うことが多いことかと思われるようなものばかりでございます。

そのような中で、生名の場所に2か所、1か所に同じ倉庫を置くというところがちょっと気にかかるところでございまして、大きな避難所も近くになく、またせっかく2つなので町内で分散されたほうがいいのかという質問と、そういった大きな倉庫ということで、今回コロナ物資を置くということですが、まだ多分余裕があると思うので、今後ほかの食料品なりそういうものを置いていく予定があるのかどうか

というところと、あとは今回フェンスを修理していただくということになっておりますが、その他この要望について、これ再度確認になりますが、この要望についてこれからの対応はどのように考えられておりますか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 防災倉庫の設置につきましては、2つ、コロナ交付金を利用して今回設置するものでございます。備蓄品につきましては、コロナ対策の分を入れてみて、余裕があれば備蓄可能な物資について備蓄をとというふうに考えております。それから、フェンスでございますが、こちらのほう以前から要望があった分について、今回早急に、高いフェンスでございますので問題があるということで撤去、新たに設置するものでございます。今後この要望につきましては、順次検討して予算化をまたお願いするような形になっていくのではないかなあと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。フェンスのこと、ああ、じゃああと倉庫の今後の予定。2か所を1か所を違うとこに、大きな避難所が近くにないので。

小休します。

午前9時45分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 倉庫につきましては、今後順次設置していくというふうには考えておるところであります。たちまちコロナ交付金で2か所、交付金があるうちにということで設置するものです。今後予算が伴うものでございますので、補助金なり起債なり適用できる有利な財源を使って整理していくように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 花房議員。

○1番（花房勝一君） 今の確認ですが、取りあえず一発目にそこにおいて、また来年以降いい財源があれば、また場所を考えて置いていくということによろしいですか。

○議長（美馬友子君） もうそれで終わりですけどいいんですか、はい。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） そういうふうには考えてはおります。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

相原議員。

○2番（相原喜久男君） 今の総務の関連で質問します。

昨日も一般質問で防災について質問させていただきました。今、広域の備蓄倉庫っていうのはどれぐらいあるのか、そういう把握をしてるのか。それと、広域で資材を使う場合、災害のときに、在庫管理はできてるのか。長期的にどれぐらいの、例えば段ボールとか、それから食料とか、コロナ対応ではマスクとか、そういう基本計画があって、避難所があって、それで備蓄倉庫をどういうふう運用するかと、そういう計画に基づいて倉庫は準備すべきだと。ただ、国の交付金が出るからと、やっつけ仕事で何か備蓄品を、倉庫を作って備蓄品を入れるというような感じがしますんで、そういう計画があるのかどうか、なければつくっていただきたいと、それでなかったらちょっとこれは賛成できないと思います。防災課長、いかがですか。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 広域系の避難の備蓄品ということでございます。各地区には備蓄倉庫、各地区用に設置をして備蓄をしております。広域となりますと、今回設置する倉庫、それから役場の倉庫になろうかと思えます。食料品の備蓄につきましては、5年間で必要数をローリングするような形で、今回3年目に今年になろうかと思えますが、そういった形で順次消費期限が約5年ぐらいですので、回していくというふうなことで計画的に購入等を考えておるところでございます。具体的な広域の備蓄品につきまして、詳細な計画というのまでは現在、詳細のところまではないというのが現実でございます。しかし、今後必要になってくると思いますので、計画的に策定、計画的な備蓄というふうには考えておるところでございます。

今回の備蓄品につきましては、エアマットが約270ぐらいでございますので、備蓄倉庫につきましては、具体的な数字はあれなんですけど、大体できれば4か所ぐらいというふうに広域のを考えておるところではあります。それで約4分の1ぐらいの広域の備蓄品ということで、950人の4分の1強というふうなエアマットの数というふ



うには考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 一応長期的な調達計画っていうのはつくっていただけるんでしょうか。それを最後をお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議員おっしゃるように、計画的な備蓄品の備蓄が必要というふうに考えておりますので、策定に向けて努めたいと考えております。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 議案第3号について質疑をしたいと思います。

1番議員の関連質問になりますが、防災倉庫を設置するところの土地、施設の部分で、フェンスの撤去、また新設の予算が計上されておりますが、伺うところによりますと、あそこの土地、施設は区が管理をされているということで、そこらあたり今後のことも考えまして、今回防災倉庫を設置するに当たって、区の施設を町が撤去、また新設するに当たって、どういうふうな要綱等を適応させて、それに対する事業執行をしようとしているのか。今後について、また集会所等はある程度ルールが決まった上で、各地区から要望があって対応されてると思いますが、そこらあたりの今後のためのルールの部分をちょっと確認させてほしいので、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 現在、おっしゃるとおり希望の広場、区のほうが利用というふうなことでございます。土地の所有権については、町名義の普通財産の分類でございます。防災倉庫の設置に当たりまして、区のほうに協議なりお話をさせていただいて、今回1,000年に1度ということで、浸水はしない安全な場所ということで、そちらのほうにできれば設置したいというようなお話をさせていただきました。その中で、以前から要望があった、フェンスが危険なので何とか考えていただきたい、まず最初にいろんな課にご相談があったというふうに伺っております。最終的に、ああ、危険でないかということで、総務防災課に昨年度よりご相談があったフェ

ンスでございます。今回、緊急的に高いということで、非常に町道に面しているということで、防災上も問題があるのではないかというような判断の中で、防災倉庫設置に当たりその部分だけでも早急にとということで予算化したものであります。

今後、防災倉庫の管理につきましては、町のほうでするような形になろうかと思えます。あとの施設の利用とかそういったものにつきましては、今後も区のほうと相談しながらになろうかと思えます。区のほうから幾つか要望のほうが上がっておりますが、全て可能になるかどうかということも含めて、区との話合いの中で決めていかざるを得ないのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 松田議員。

○7番（松田貴志君） 丁寧なお答えをありがとうございます。よく分かりました、事情は。それで、今後予算に限りはありますが、また防災倉庫も順次置いていくこともあると思うんです。そういったときに、各区から同じような形の要望が出たときに、あのときはこうだったでないかっていう部分がしっかりと説明できるような、担当課としてのルールっていう部分は明確に持っておいてほしいと思えますので、この点だけよろしくお願いします。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 今回の備蓄倉庫につきましては、広域的な避難の準備の備蓄品でございます。基本的には町有地なりを想定をしておるところではございますが、今回町有地ではございますが、区が以前から管理しているということでありますので、区とお話をさせていただきました。もし民有地等でご提供いただけるところとかがあって、町のほうが計画的な備蓄としてお願いするような場合は、そちらのほうとの話が必要になってくるのではないかなというふうには考えてるところでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ほかにありませんか。

国清議員。

○9番（国清一治君） すいません、違う資料を見てましたので、議案第3号につい

て……。

○議長（美馬友子君） 第2号です。

○9番（国清一治君） あれ、第2号や。すいません、第2号について質疑を行います。

私もちょっと網戸の関係で、やっぱり納得いかんのですけど、そもそもこれコロナ対策でどうして網戸かなと。コロナ対策でどうして網戸かなというもとのところ。はっきり言うて、それだったらもっと早く出すべきや。あと、理由は最後に言いますけれども、何かほかのコロナ対策や、私から見たらいっぱいあるんやけど、補助金があるから無理やりこじつけてつくったような補助金対応があります、ここでは言いませんけれども。それと、一般質問がずっとこの議論が続いとんやけど、避難所の関係にしても、この体育館の耐震の関係にしても、そもそもふれあいの里をどうするかが決まらんから網戸も多分まだと思うんですけれども。これって、町長も地元に入って何回か協議されて、私はどうするかっていうんは、町にボールを投げられとると思うんですけれども。地元がせんけんっていうんじゃなしに、町にボールは投げられとると思うんです。ほんで、全体的に、私は坂本の施設は残してほしいというふうに立ち上げからもずっと今でもできたらと思ってますし、残してほしいということなんです。

ほんで、今コロナで、この2年間大変な経営、厳しくなってますけれど、これは町が補填をしてでもやっぱり残していかんと、町が観光、こういう大きな柱を抱えとる場所に宿泊所がないということは、これはもうあり得ん話なんで、地元どうこうでなしに、その体制を変えてでもやっぱり残していかないかんと思う。それを何か地元がはっきりせんけん、耐震から防災関係、このたかが網戸についても、何か聞きよったら取り壊すような話まで出てきとるようなんです。これはちょっと大きな間違いじゃないんかと思うんで、まず教育委員会事務局長に、コロナ対策のために、今どうしても必要になっていうこの網戸、この理由を、ほかの学校も全部含めて、坂本だけでなしに、これでなかったら、今必要なんじゃっていう、予算計上したその理由を言うてください。

それと、坂本にできないその主な理由、これ町長、副町長、2人とも坂本へ入って話をされとると思うんですけれども、この話を、ふれあいをどうするかっていうのは、

はっきりしてるのに、何や進まんし、それを理由にみんな止めとるような感じがしますので、そこらはどうされるんか、早急にせないかんと思うんですけど、その2点を。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） 今回の補正予算をお願いしております網戸の必要性ということだったかと思います。改めてでございますが、事業の概要、今回お願いする理由としましては、体育館内ですね、こちらの換気、コロナ対策でまさにこの換気って大変重要ですので、その換気のためでございます。換気のために窓を開けて、そのとき当然虫とか侵入してきますので、虫の侵入防止、これが大きな目的となっております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） 議員がおっしゃられるように、町といたしましても、ふれあいの里さかもと、ふれあいの里さかもとが今まで勝浦町内の宿泊施設、宿泊、移住、交流の宿泊の拠点として活動をして、それなりの効果を上げてきたということは、議員と同じように必要性も含めて認識しているところでございます。これを踏まえた中で、坂本を運営されているグリーンツーリズムの皆様方ともお話を続けてきたところでございます。そして、そういうふうな中で、グリーンツーリズムさんに全てを投げているというふうなところでもない、当町としては考えているところでございます。今後続けていく場合に、続けていっていただきたいという願いの下にお話をさせていただきますけれども、今現在、ふれあいの里さかもと、こちらにつきましては老朽化がかなり進んでおります。これに伴いまして、改修あるいは耐震化、こちらのほうは必要なこととなっております。この費用につきましては、積算まではいかせておりませんが、かなり高額になるのではないかなあというふうに思っているところでございます。町としてはこの重なるふれあいの里の施設、こちらを残し、で、今までの経過、いろいろなことを実績を上げてきていただいたグリーンツーリズム運営委員会の皆様のご意見を踏まえて、今後も続けていけることを最大の目標としてお話をしているところでございます。こちらのほうにつきましては、今後こちらの改修とか、また昨日来からお話に出ております避難場所、こちらにつきましても、そこらの

改修，耐震化，このようなものを考え併せながら，グリーンツーリズム運営委員会の皆さんの意見も聞きながら，町としてしっかりとした方向性を見いだした中で，議会の皆様のご意見，ご指導をいただいて，方向性を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

今，どちらのほうはどうやるかっていうようなお話であったかなあとと思いますけれど，こちらにつきましては，町としてはやはり宿泊施設，今までの実績も踏まえた中で，坂本のほうで町内の宿泊施設を維持していただきたいというふうな願いを持って，坂本グリーンツーリズム運営委員会の皆様とお話をしているようなところでございます。それと，ただ先ほど経営のことのお話も若干出ましたけれど，コロナによって非常に収益が減るところは事実ではございます。こちらのほうにつきましては，コロナというふうな想像できなかった要因でございます。これは，議会の皆様のご理解をいただいて，助成というか，基本的な維持管理費につきましては，支出をさせていただいているところでございます。ただ，利用者数，収益，こちらにつきましては，だんだんどうしてもコロナ以前の，以外の要因においても下がってきているというふうなところもあるというふうには聞いております。ただ，先ほどから申し上げておりますけれども，町といたしましては重要な，最重要な施設として，宿泊施設というのが必要であるという考え方の下に，お願い，協議をずっと進めてきたようなところでございます。

それと，網戸につきましては，先ほど教育委員会事務局長のほうからお話をさせていただいたところでございます。それと，またその上に加えて，今後避難所として使われるところが，当然ある程度虫が入らない環境を維持したいということ。それから，使われる方も，窓を開けるのをためらいをできるだけ少なくしていただいて，今後運動の活動等が停滞をしないような環境を少しでも改善して，コロナ禍を減していきたいというふうなところは，大きな目的となっているところでございます。

○議長（美馬友子君） 野上町長。

○町長（野上武典君） おはようございます。

今，ふれあいの里さかもと等についての今後のことだろうと思います。網戸のことについては，もう十分に局長，それから副町長ほか出たと思いますので，ふれあいの里さかもとについては，副町長が申しましたように，町としては町内の宿泊施設，大

きな重要な、いわゆる交流拠点ともなり得る施設でございますので、非常に重要に考えているというようなことは、坂本グリーン拠点の運営委員さんにも申し上げ、またそのために必要であれば改修を検討はしたいというようなことでお話ししてきたところでございます。ただ、やはり始めた当初からいいますと、年数がたったとともに、運営されている方々の年齢等についても高齢になっているというようなことは聞いておりますし、また今の状態のまま続けるっていうのは、何か非常に難しくなっているというようなところでございますので、副町長の話の中にあつた、今の形態での宿泊施設が時代のニーズに合っているのかどうかというようなところの心配もでございます。そういった意味も含めて、もし坂本、また坂本以外の人でも入っていいというような体制を組むというようなところでやっていけるのであれば、町としてはぜひとも進めて、継続していきたいと思っております。そういったところで、議員各位にもご理解を願えたら、また今後の相談等にもものっていただけたらというふうに思っておりますので、どうかご協力をお願いします。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 国清議員。

○9番（国清一治君） 坂本の状況については、町長、副町長と詳しく答弁がありましたので、今まで以上に私もよく分かりました。残していくと、残したいという気持ちも出てたように思いますので、私もこれは残さなんだからいかんと思っておりますので、早く結論を出して、そのことでいろいろな施策が滞って、質問にも中途半端な質問になっているように思うので、早く結論を。まあ残すっていう方向性が分かつとんで、あとは運営の問題だと思うんです。ほこらを詰めて、早くまた議会に報告していただくようにしてほしいなと思います。

それと、網戸の問題ですけれど、局長から答弁がありました。そりゃあひつつけたらそういうことになると思いますが、私は時期の問題なんですね。これ完成が、小学校関係が2月、体育館が12月、これ網戸を開けとつたら寒うてしょうがない時期ですね、これは。まして、虫なんかおるはずがない。実際に使われるんが来年の夏場ですね。今、それまでコロナがあるかどうか、私は分かりませんが、私はかなり収まっていると思っておりますので、今たちまち、たちまちのコロナ対策としては、大体時期が間違うとると、これを言うんだつたら。来年を見据えてしよんですかね、これは。来年も

大変なコロナがあるという想定でやられとんか。考えてきたけれど、補正を出すのが遅かったのか。これ実際に使われることがないですね、今年度中には。まず使う必要がない。そういうことで、私は疑問に思うとんですけど。来年のコロナ対策のためにしよんじゃないと思う。今のコロナ対策にせないかんよ。多分、国の補助金はそうだと思う。そういうことで、もう一回答弁してください。町長、副町長の答弁は納得しました。

○議長（美馬友子君） 石木教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（石木正昭君） スケジュールの問題ということで、今年の夏ということは、確かに活用はなかなか厳しいかなというところでございます。ただ、コロナの収束なんですけど、こちらのほうもまだ見通せないということで、そういったところの備えということで、網戸のほうはぜひ設置できればと考えております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

議案第2号の質疑はありませんか。

ない。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号について質疑はありませんか。

勝浦病院の補正予算でございます。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第1号から議案第3号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することに決定いたします。

議案第1号から議案第3号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありません

んか。

分かりました。

小休させていただきます。

午前10時00分 休憩

午前10時00分 再開

○議長（美馬友子君） 再開します。

それでは、議事進行上の都合により休憩といたします。

午前10時14分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（美馬友子君） それでは、再開いたします。

議案第1号から議案第3号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

2人以上から異議がありました。会議規則第34条の規定により、お諮りいたします。

議案第1号から議案第3号までを、一議題として討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、議案第1号から第3号までを一議題として討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。



続いて、議案第2号の討論はありますか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） 議案第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど、ふれあいの里についていろいろご検討いただいているようでありがとうございます。ただ、今回予算のことですから、予算の、私は網戸の、坂本体育館に網戸を設置しないということについて、反対の討論をさせていただきます。

第二読会で確認をさせていただきましたけれど、前もって施設の事情を調査したんですかと聞いたら、それはしてませんと、こういう話やった。それから、見積りも坂本については取ってないと、幾らかかるか分からんと、こういうことだった。それから、もしもの話ですけれども、体育館を廃止するとか、新しい設備に替えるとか、そういうふうになった場合にどうなるんですかと、国との関係ですね、国との関係についてお尋ねをしましたら、よく分からんというか、それほど詰めてはないと。それが、国との関係が、予算を計上しなかった理由だというふうに、第一読会で私が聞いたときにそのように答えたもんですから、どうなんですかと聞いたら、細かいところまでは検討しとらんと、返さないかんでないかと、このぐらいの話やった。それで、それを受けまして、今から話をしていきたいと思います。

あの体育館の施設につきましては、前々からあそこを利用してくださる皆さんから、網戸またはエアコンをつけてくれという話があったわけです。例えば、夜の会食なんかに使ったときは、前もって喜多機械とか行って冷風機を借りてきて、あらかじめ少し冷やしておいてやってたわけですよ。そしたら、だんだんと熱が籠もってきて、人間もようけえ入っとなると、参加者には高齢者も多いというようなことで、窓を開けてくれっていう声が強いわけです。それで、私は2階へ上がって行って窓を開けると、熱は逃げていくんですけど、一緒に虫が入ってくる。会食者にやね、食いよるすしの横に蛾でも入ったらどないしょうかいなと思いついて、今までずっとやってきたわけですよ。現場におるもんにとっては、切実な問題だった。

それから、もう一つ、ふれあいの里あるいはグリーンツーリズム存続と絡めて話がずっとされてるようで、廃止になるかもしれないとか何か言われるわけですけど、あの施設はふれあいだけのものではないんだらう。ふれあいが扱いはいいだけではないっ

ゆうことです。例えば、さかもと元気ネットワーク、坂道マラソンなんかは、あの施設がないとできん。あるいは、おひなさんの奥座敷とか、あるいは敬老会、敬老会そのものも、坂本の場合はあの施設がないとできません、2階建てですから上に皆入れんし。グリーンツーリズム云々だけの話ではないんですよ。そこら辺の事情を聞いたんかと聞いたら、それ聞いとらんちゅう話ですからね。

それから、ついでに存続問題について、ふれあいのね、存続問題について言えば、何とか残せないだろうかちゅうことで、今検討しようるわけです。はっきり言うて、損失が出た分は、運営委員がかぶることになつとんです。やめるんが一番簡単じゃちゅうことです。はっきり言う人もおる。その中で、何とかできんだらうかってやってるわけですよ。暑かったら窓を開けてやれということであれば、ほんならやめんかということになる。今やってる努力に水を差す行為ですよ。ほれでええんかちゅうことよ。いずれにせよ、これ可決されたら、区のほうに説明に来てもらう。それだけ今はっきり言うときます。あといろいろあるんやけど、あまり言うてもあれやけん。反対討論は以上です。坂本体育館だけに網戸はつけん、それを認めるわけにはいかん。窓を開けてせえと言われて、そう言われてきましたというて坂本へ帰るわけにはいかんちゅうことや。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかに討論はありませんか。

松田議員。

○7番（松田貴志君） 令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど反対討論をした4番議員の思い、また今回の補正予算の執行に当たる理事者のいろんな背景を基にしたちょっと配慮に欠ける部分、もうすぐ分かる部分は多いんですが、私は私で、私の立場として、今回小・中学校の体育館網戸設置事業っていう部分がこの補正予算にありまして、この予算を反対することによって、今回新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をいただいて、勝浦町としたら少しでも負担がない形で、小・中学校の網戸が設置されるっていうこと自体は、子供たちの、また社会体育施設として利用する町民にとっては、喜ばしいことであるのではないのかなと、私自身感じております。全般的に、今回の補正予算、コロナ対応が多く、以

前から議会でも議論されておりましたが、本当にコロナ対応という名目で予算を執行したらいいんかっていう部分を自問自答しながら、審議にも臨んでまいりました。ここは議会議員としても、今までの議論の中で反省すべき点もあるかもしれませんが、やはり今回の事業の目的に関しては、私自身賛成する立場でございます。

さらに言えば、先ほどの第二読会において、町長、副町長から、ふれあいの里さかもとの今後に対しては、しっかりと配慮される旨の答弁もありましたので、そこに関しては、今後この議会が終わりますと、また地元の方とふれあいの里のことがどういう形で残っていくのが望ましいかという部分をしっかりと議論していただいて、また坂本だけにとどまらず、勝浦町全体、全町民も巻き込んだ形で、こういった形で旧の坂本小学校を残していくんかっていう部分も、全町民を巻き込んだ形で議論できるようなのが私の望みです。そこらあたりも期待いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（美馬友子君） 賛成の方の討論が終わりました。

ほかに反対討論はありませんか。

ありませんか。

ないでしょうか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） なければ討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第2号、令和3年度勝浦町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第3号について第三読会を開きます。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、議案第3号、令和3年度勝浦町病院事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決いたしました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第5、議案第4号から、勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてから、日程第10、報告第1号、専決処分報告についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

町長から、議案第4号から報告第1号までを一括して趣旨説明を求めます。

野上町長。

○町長（野上武典君） 追加提案の議案第4号、勝浦町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例についてであります。

この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、高度の専門的知識、経験や優れた識見を有する者等を任期を定めて対応するに当たり、条例を制定するものでございます。

議案第5号、X線一般撮影装置購入契約の締結について、議案第6号、マルチスライスCT装置購入契約の締結について、議案第7号、デジタルX線TV装置購入契約の締結について、議案第8号、臨床化学自動分析装置他検査機器購入契約の締結についてであります。

これら第5号から第8号までの4議案は、勝浦病院の改築を契機に老朽化している医療機器を更新するに当たり、それぞれの物品購入契約について相手方を定め、契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして町議会の議決を求めるものでございます。

報告第1号、専決処分報告については、損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の規定により専決処分をいたしま

したので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（美馬友子君） 町長の説明が終了いたしました。

続いて、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第4号及び報告第1号について、中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 議案第4号、勝浦町一般職の任期付の採用及び給与の特例に関する条例についてでございます。

制定理由でございます。地方行政の高度化、専門化が進む中、公務部内で得られにくい高度の専門性を備えた人材の活用や、期間が限定される専門的な行政ニーズへの効率的な対応が必要となっており、今後高度の専門的知識経験や優れた識見を有する者を一定期間活用し、遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合、専門的な知識経験を有する者を期間を限って従事することが、公務の効率的運営を確保するために必要である場合において任期を定めて職員を採用するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、採用等に関する条例を制定するものでございます。

制定内容でございますが、任期付職員の採用について、こちらのほうは3種類ございますが、特定任期付職員、また一般任期付職員、短時間勤務職員ということに分かれております。こちらのほう特定任期付職員の給与に関する特例ということで、給料表1号ということで37万5,000円を制定するものでございます。それから、任期付職員に対する給与条例の適応除外ということで、以下の手当、給料表、初任給、昇格、昇給等の基準については適応除外となっているものでございます。この条例につきましては、令和3年8月1日から施行するものでございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第1号でございます。

こちらのほうは、専決処分の報告でございますが、損害賠償の額の確定に伴うものでございます。こちらのほう損害賠償の額でございますが、4万7,883円となっております。事故の概要につきましては、令和3年6月30日午前11時頃、職員が勝浦町大

字三溪字下川原21-3地先、町道横瀬前川堤防支線沿道の草刈り作業をしていたところ、草刈り機の刃が小石を跳ね、駐車中の相手方の車両のガラスに当たり損傷したものでございます。

こちらのほうは、地方自治法96条第13項に伴います損害賠償の額の定めること、議会の議決、また専決処分事項の指定、100万円以下の損害の額に関する専決処分ということをご報告をさせていただくものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（美馬友子君） 議案第5号から議案第8号までを、笠木勝浦病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第5号、X線一般撮影装置購入契約の締結についてでございます。

次のとおり物品購入契約を締結する。

契約の目的は、X線一般撮影装置を購入する。

規格形式ですが、CANON, RADREX, MRAD-A50S, DST1000A version。

数量、一式。

契約の方法は、一般競争入札でございます。

契約の金額が746万9,000円。

契約の相手方が、徳島市北佐古二番町1番33号、三和メディカル有限会社代表取締役岸剛でございます。

続きまして、議案第6号、マルチスライスCT装置購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結する。

1の契約の目的、マルチスライスCT装置を購入する。

規格の形式、CANON, Aquilion Lightning。

数量は一式。

契約の方法が、一般競争入札。

契約の金額は3,652万円。

契約の相手方、徳島市北佐古二番町1番33号、三和メディカル有限会社代表取締役岸剛。

議案第7号は、デジタルX線TV装置購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結する。

1 の契約の目的、デジタルX線TVを購入する。

規格形式、CANON, Astorex i 9。

数量が一式。

契約の方法が、一般競争入札。

契約の金額、2,516万8,000円。

契約の相手方、徳島市北佐古二番町1番33号、三和メディカル有限会社代表取締役岸剛。

議案第8号、臨床化学自動分析装置他検査機器購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結する。

契約の目的が、臨床化学自動分析装置他検査機器を購入する。

規格形式については仕様書のとおり。

数量は一式。

契約の方法は、一般競争入札。

契約の金額、1,841万4,000円。

契約の相手方は、徳島市川内町平石夷野224番地30、株式会社アステイス徳島営業部長中島伸二でございます。

資料としまして、物品購入契約書、それから簡単などというものが分かるカタログの図示、それから臨床化学自動分析装置他につきましては、調達物品が6種類ございますので、仕様書と主立ったカタログについて掲載をしておりますので、参考にご覧いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 以上で詳細説明は終了しました。

これより詳細質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） この資料を見たら、大体機種指定をしているようですけど……。

○議長（美馬友子君） すいません、議案第4号なんで、先に勝浦町一般職の任期付

職員のほうから、はい、お願いします。特例に関する条例です。

国清議員。

○9番（国清一治君） ちょっと教えてもらいたいと思うんやけど、これ政策監のことを指しとんと思うんやけど、まだ、違うんですか。

○● ●（● ●君） 防災監。

○9番（国清一治君） あっ、防災監、違うけん、これな。防災監のことじゃと思うんですけども、まだちょっと言えんところがあると思うんやけど。これいろいろ定めがある、これ初めて条例をつくられて、これどっかの原則でしたんだろうけど、これ規則はつukらないんですか、まず。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） これに伴いまして、必要な規則と条例施行規則を制定する予定でございます。

○9番（国清一治君） でも、これ今想定される任期っちゅうのは大体どれぐらいを予定しとんですか、任期1年ではないと思うんやけど。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） 一般的には、まず大体3年ぐらい、それから延長ということで2年ぐらいが一般的であろうかというふうに考えております。今回は、ちょっとまだ最終的な協議が残っておりますが、おおむねそういった形に、そういう形になろうかというふうに考えております。

○9番（国清一治君） 特に規則のことを言うたんは、こん中に給料の額が決められとるわな、一応。1号給で37万5,000円ですな。条例で決めた、もし多分昇給もあるんかいなと思うんやけど、条例なんか見よったら毎年替えないかんけん、規則でしたほうがええかなあと思いました。

ちよっともう一遍聞きたいんやけど、これ一般質問のときにも言うたんやけど、議長が招集した議会には出られますか、役職。

○議長（美馬友子君） 中瀬総務防災課長。

○総務防災課長（中瀬弘晴君） ちょっとまだそこまでの話は詰まっておらないということで、申し訳ございません。

○議長（美馬友子君） 招集は除外するんですか、除外したかな。

○9番（国清一治君） いや、ちょっとそれ非常に大事なことで、体制をどうされるんか分らんやけど、やっぱり専門的な知識を持った人やったら、議会にも出てもらいたいなと。ほんで、この条例だけではそこまで決めてないと思うやけど、出れるような体制にしといてもらいたいと思うんですけど。これ町長でも副町長でも、ちょっとまだ第一読会なんで。

○議長（美馬友子君） 山田副町長。

○副町長（山田 徹君） ちょっとまだ詳細を詰んでないところがございまして、はっきりと言いかねるんですけども、議会に出るためには、議長からの出てください。

○9番（国清一治君） いや、今冒頭に言うた、私が議長が言うた場合には出られま

すかって。

○副町長（山田 徹君） あっ、いけると。

○9番（国清一治君） ああ、いける。

○副町長（山田 徹君） 私は思っております。ちょっと法的な根拠を持っている話ではないんですが、議長から招集の何があれば、町として断る理由がなければ出れるというふうに認識はいたしております。

○9番（国清一治君） はい。それはもう了解しました。できたらどういう体制か分からんやけど、席ぐらい構えといてあげたらええかなと思ってますので、運用のところでもよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

ないですかね。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑はないようですので、それでは議案第5号についてと思いますが、第一読会なんで、議案第8号までも総括質疑でいいと思うんで、機器についての質疑をどうぞ。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） それじゃあ、お尋ねします。

この資料を見ますと、大体機器の機種指定をしているように見えるんですけど、機

種指定をした理由は何ですか。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 基本的には、各メーカーさんからデモなどを行っていただきまして、当然放射線機器、検査機器等使う職員と議論しまして、こういう機器がいいということで機器選定をしております。また、今回の入札に関しましては、同等品かということで入札をしておりましたが、同等品での入札はなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） まあほれでええんやけんど、もうちょっとというか。機種を決めたら、あとは入札になるっていうのは、もう金額でこれ以上は入札せないかんっていうことは決まっと思ってそれにしとんでしょうか。入札するほうが安く買えたりするんじゃないかと思うんですけど。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 随意契約にしたかどうかということでしょうか。

○4番（仙才 守君） 将来的に。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） はい。基本的には入札という形を取らせていただいております。随意契約するには随意契約の理由が必要となりますので、今資料を持ってないんですけど、随意契約をする項目に当てはまらないということで今回入札をしております。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 仙才議員。

○4番（仙才 守君） そういう取決めだったらしょうがないんですけど、入札っちゃうのは相手が勝手に数字を入れてくるわけで、入札より随契だったら相談して決めれるでね。だから、そっちが安いかいなの思っただけです。規則上できんということだ、はい。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） 今のこの機器の件なんですが、入札された会社は3台とも同じ会社ですよ。同じメーカーですよ。ほかに入札するところがなかったんですよ。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 今議員おっしゃられた一般撮影装置とマルチスライスCT、それからデジタルX線TVについては、同じ業者さんが落札をしております。一般撮影装置については入札の参加申込みが3社、それからマルチスライスCTについては申込みが2社、それからデジタルX線TV装置については申込みが3社ということで、その中で調査入札の結果同じ業者さんが落札されたということでございます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 瀬戸議員。

○3番（瀬戸直一君） この会社が一番安かったということで、認識でよろしいんでしょうか。はい、結構です。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） この機種、そんなん私も詳しくはないんですけど、県下でたくさん病院があるんですけど、誇れるような機械なんですか。自信のほどをお願いします。

○議長（美馬友子君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） まず、病院内での専門的、実際に使う職員、それから医師の先生方と相談して機種選定しておりますので、そちらについては、例えば高度医療機関で使う機器かといえば、そうじゃないと思いますが、今の勝浦病院で治療するに一番いい機械ということで、選定をさせていただいたということは言えると思います。

以上でございます。

○議長（美馬友子君） 相原議員。

○2番（相原喜久男君） 自信作、自信を持って機種選定したという認識でおります。ありがとうございます。

○議長（美馬友子君） ほかにありませんか。

花房議員。

○1番（花房勝一君）　あまり機械のこと詳しくないんですが、今回新しく病院がなるということで、これ買い換えられるのか、それとも古い機械が駄目になったのかっていうのと。古い機械の取扱いとかというんは、下取りにやるとか、そこら辺どんなになっとなるかをお願いします。

○議長（美馬友子君）　笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君）　基本的には、もう更新時期が来ている機械ばかりでございます。新しく病院が改築される、新築されるということに向けてしておりますので、そこまで悪い言い方をしましたら延命措置もしながら、大事に今の機器については使ってきたということで、また大型機械が多うございますので、新しい病院に移設というにも費用がかかりますので、この際新しい病院へ新設をして、古い機械については取壊しと同時に処分をするというふうな形になろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君）　花房議員。

○1番（花房勝一君）　もう古い機械は取壊し、処分、何ももうほかにはならないと。

○議長（美馬友子君）　笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君）　機械自体は既にもう耐用年数を過ぎている機械、既に保証期間も過ぎている。故障があるたびに保証をしていただいているんですけども、期間も過ぎているような機械でございますので、どういう形で処分するかっていうのはこれからでございますけれども、残存価格についてはないというふうに考えてええと思えます。

以上でございます。

○議長（美馬友子君）　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　質疑がないようですので、報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君）　ないようですので、以上で報告第1号は終了いたしました。

お諮りします。

議案第4号から議案第8号までを第二読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。本件は第二読会に付することに決定いたします。

それでは、議案第4号から議案第8号までを一括して議題といたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議なしと認めます。

それでは、これより総括質疑を行います。

議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

議案第5号について質疑はありませんか。

病院の機器関係が8号まで続きます。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

議案第6号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) それでは、議案第8号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りします。

議案第4号から議案第8号までを第三読会に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、本件は第三読会に付することと決定いたします。

議案第4号から議案第8号までを一括して討論と採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたします。

これより第三読会を開きます。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第4号から議案第8号までは原案のとおり可決されました。

議事の都合により、休憩といたします。

午前11時13分 休憩

午前11時29分 再開

○議長(美馬友子君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第11、陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続の陳情書についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

陳情第1号について、仙才議員の説明を求めます。

仙才議員。

○4番（仙才 守君） それでは、提出理由の説明をさせていただきます。

読み上げます。

陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続の陳情書。

このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。

令和3年7月29日提出。

提出者、勝浦町議会議員仙才守。賛成者、花房勝一、同相原喜久男、同瀬戸直一、同美馬友子、同麻植秀樹、同松田貴志、同籧公一、同国清一治、同井出美智子。勝浦町議会議長美馬友子殿。

次のページへ。

陳情書でございます。

勝浦町議会議長美馬友子様。

令和3年6月13日。

陳情者住所、勝浦町大字三溪字定岡90-17、氏名、阿南方面への通学を支援する保護者会代表橋本小百合。連絡先、0885-42-2147。

阿南方面への通学手段確保継続の陳情書。

1番、陳情の背景。

以前から阿南方面の高校には多くの生徒が進学していたが、公共交通機関がないため、生徒本人の交通安全面や保護者に大きな負担がかかっていた。平成27年度から始まった地方創生事業の一環として、タクシーによる送迎が実施されることになり、関係者一同大いに喜んでおり、また中学生の進路選択の幅も広がったことから大変有意義な事業となっている。

2、陳情の趣旨。

事業の継続を保護者会で協議したところ、全員一致で継続を望み、陳情することとなった。今後も阿南方面へ進学する生徒は多くなることが想定される。本人や保護者の負担軽減、高校進学の実現拡大の面からも、阿南方面への通学手段の確保は重要事項となっている。引き続き事業の継続を要望しますが、最低限でも朝の便だけでも確保していただくよう要望いたします。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

また、阿南方面への通学以外に、小松島や徳島方面への通学支援につきましても、

いろいろと公平性の面からご検討いただいているということでございます。早めに成案、案を作っていただいて、私どもも十分審議して、文教の町勝浦の実現に共にやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明は終わりました。

これより陳情第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については第二読会を省略し、直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、本件は第三読会に付することと決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので、採決を行うことと決定いたします。

これより陳情第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案どおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（美馬友子君） 賛成者多数と認めます。したがって、陳情第1号、阿南方面への通学手段確保継続の陳情書については、原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第12、発委第1号、勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。発委第1号について、第議会運営委員長の説明を求

めます。

節委員長。

○議会運営委員長（節 公一君） 発委第1号，勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

このことについて，勝浦町議会会議規則第11条第2項の規定により提出する。

令和3年7月29日提出。

提出者，勝浦町議会運営委員長節公一。賛成者，勝浦町議会議員花房勝一，同相原喜久男，同瀬戸直一，同美馬友子，同仙才守，同麻植秀樹，同松田貴志，同国清一治，同井出美智子，勝浦町議会議長美馬友子殿。

提案理由。

少子・高齢化対策，地方創生事業や新型コロナウイルス感染症対策など社会情勢は変化し，町を取り巻く諸課題は多岐に広がっています。執行部では，令和元年度に，効率的な執行体制を目指し，組織体制を再編しました。議会といたしましても，複雑化する町の業務に対して，議案や請願の審査を行うには本会議だけでは十分と言えず，常任委員会を設置することにより，予備的な審査や重要な事項について調査を行い，より合理的で効率的な議会運営を遂行するため，まち未来づくり常任委員会，くらし育み常任委員会を設置するものです。

以上，提案理由とします。

○議長（美馬友子君） 提出者の説明が終わりました。

これより発委第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） お諮りします。

本件については第二読会を省略し，直ちに第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議ありませんので，本件は第三読会に付することと決定いたします。

これより第三読会を開きます。

本件については、議員全員の賛成による提出のため、討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(美馬友子君) 異議ありませんので、採決を行うことと決定いたします。

これより発委第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(美馬友子君) 賛成者多数と認めます。したがって、発委第1号、勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(美馬友子君) 次に、日程第13、防災対策特別委員会報告を議題といたします。

本件については、委員長の報告を求めます。

国清委員長。

○防災対策特別委員長(国清一治君) それでは、防災特別委員会の廃止について報告します。

本特別委員会は、2011年7月、改選後の初議会において私が提案し、設置されました。その年の3月に東日本大震災が発生し、津波で甚大な被害をもたらしました。私も現地、宮城、東松山市に何回も足を運び、復興作業にも参加しました。このことがきっかけになりましたが、設置の真の目的は、南海トラフ大地震の町の被害想定が出されたことにあります。死者30人、家屋が全壊、半壊、約50%と、驚くべき数字が出されました。これを迎え撃つ防災・減災を、行政だけに任せるのではなく、議会も共に取り組むという趣旨でありました。

具体的には、委員会主催の研修会や、被災地の視察、議会だよりで防災シリーズを掲載したり、特に議会災害対策設置要綱を定めて、大災害時に町対策本部を支援する体制も整えております。また、救命救急や常備消防の整理、防災訓練、避難所運営など積極的に提言を行ってまいりました。しかし、行政の防災対応の現状は、なかなか前に進んでおりません。これは、今回の一般質問のとおりでございます。ちょうど設

置以来10年を迎えましたので、一区切りとして防災対策特別委員会を廃止をいたします。幸い、今議会において常任委員会が設置されましたので、町民の生命、財産を守る防災・減災対策に、今以上に積極的に取り組んでまいります。

以上、報告といたします。

○議長（美馬友子君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

それでは、委員長報告のとおり、防災対策特別委員会を廃止することに決定いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に日程第14、地方創生特別委員会報告を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

井出委員長。

○地方創生特別委員会委員長（井出美智子君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

地方創生特別委員会の廃止の報告をいたします。

本特別委員会は、平成27年3月20日のひな会議において設置され、勝浦町が将来にわたり魅力的で活力にあふれる町として継続していけるよう、地方創生の諸施策への提言、対応等を検討するため住民アンケート調査を行い、より多くの団体や町民の方から様々な意見や要望をいただき、本特別委員会で慎重に審議を重ね、町の活性化に役立ててもらえる施策や要望を地方創生総合戦略提言書として町に提出することができました。今後は、地方創生事業に関わる町施策について、常任委員会で執行状況を確認し、検証してまいります。

以上、報告とします。

○議長（美馬友子君） 委員長の報告は終わりました。

ただいまの報告に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 質疑なしと認めます。

それでは、委員長報告のとおり、地方創生特別委員会を廃止することに決定いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第15、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の定数については、委員会条例第3条の2第2項の規定により4人となっております。議会運営委員の選任については、委員会条例第5条の規定より議長において指名いたします。

これより指名いたします。2番相原喜久男議員、3番瀬戸直一議員、9番国清一治議員、10番井出美智子議員、以上の方々を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり選任することと決定いたします。

委員会条例第6条第2項の規定により、委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、休憩といたします。

午前11時46分 休憩

午前11時49分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員長及び副委員長の選任について、その結果がまいりましたので報告します。

議会運営委員長に国清議員、同副委員長に井出議員。

以上の方々が選任されましたので、ご報告いたします。

ここで小休させてください。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（美馬友子君） 再開いたします。

発委第1号、勝浦町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由の中に、総務産建常任委員会をまち未来づくり、そして文教厚生常任委員会をくらし育み委員会と

訂正させていただきます。

以上、報告とさせていただきます。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第16、常任委員の選任を行います。

常任委員会の定数については、委員会条例第2条の規定により、まち未来づくり委員会に5人、くらし育み委員会に5人、議会広報常任委員会に5人となっております。常任委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

これより指名いたします。

まち未来づくり常任委員、3番瀬戸直一議員、5番美馬友子、6番麻植秀樹議員、9番国清一治議員、10番井出美智子議員、くらし育み常任委員、1番花房勝一議員、2番相原喜久男議員、4番仙才守議員、7番松田貴志議員、8番笹公一議員、議会広報常任委員、1番花房勝一議員、2番相原喜久男議員、3番瀬戸直一議員、4番仙才守議員、7番松田貴志議員、以上の方々を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって、指名のとおり選任することに決定いたしました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

議事の都合により、休憩といたします。

午前11時53分 休憩

午前11時58分 再開

○議長（美馬友子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

少しの間時間延長のお願いをしておきます。

委員長及び副委員長の選任について、結果が出ましたので報告いたします。

まち未来づくり常任委員長に国清議員、副委員長に瀬戸議員、くらし育み常任委員長に笹議員、副委員長に相原議員、議会広報常任委員長に松田議員、副委員長に花房議員、以上の方が選任されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第17、特別委員の選任を行います。

勝浦病院改築特別委員の選任については議員全員とし、委員長及び副委員長の一任を受けましたので指名いたします。

勝浦病院改築特別委員長に麻植議員、副委員長に仙才議員、以上の方が選任されたので、ご報告いたします。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程18、小松島市外三町村衛生組合議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。

これより指名いたします。

1番花房勝一議員、6番麻植秀樹議員、と私といたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々が、小松島市外三町村衛生組合議員に当選されました。

~~~~~

○議長（美馬友子君） 次に、日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美馬友子君） 異議なしと認めます。したがって本件は原案のとおり派遣することと決定いたしました。

それでは、令和3年勝浦町マラソン議会若あゆ会議閉会に当たり、野上町長からご挨拶をお願いいたします。

○町長（野上武典君） 若あゆ会議閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案いたしました議案につきまして、ご審議いただき、ご決議賜りましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本会議の一般質問におきましては、多岐にわたりご提言いただきましたことに、重ねて感謝申し上げます。本議会においてご提案いただきました内容につきまして、今後の町勢発展のために生かしてまいりたいと存じております。

これから夏本番となり、厳しい暑さが続くと思われれます。東京2020オリンピックで熱戦が繰り広げられていますが、鍛えられた体のスポーツ選手でも、酷暑に倒れそうな状況と報道されています。また、首都圏をはじめとしてコロナウイルスの感染が急拡大していることから、気を緩めず、まず対策を十分にして事業に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康にご留意いただき、ますますご活躍されますことを心から祈念申し上げます。閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。お世話になりました。

○議長（美馬友子君） ありがとうございます。私たち議会は、今回審議を充実させるために、また専門性を高め、さらなる住民の福祉向上のため、委員会を新しく立ち上げました。共に納得のいくまで協議できるものと期待しております。また、10月には、女性議会の開催も控えております。勝浦町でよかったと思える町に、私たちも任期残り2年、一生懸命取り組んでまいります。相原副議長が新しく就任され、きっと新しい風が吹くことでしょう。今後どうぞ議会をよろしくをお願いいたします。

以上で若あゆ会議の日程全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時03分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員